世界遺産暫定一覧表記載資産　準備状況報告書

1. 資産名称

「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」

2. 所在地（都道府県及び市町村名）

奈良県、橿原市、桜井市、明日香村

3. 資産の適用種別（記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無）

遺跡

4. 資産の概要

「飛鳥・藤原」で、６世紀末から８世紀初めにかけて、律令制による天皇を中心とした統一国家「日本国」は誕生した。この時代は、中国（隋・唐）を中心とした東アジア文化圏が形成され、朝鮮半島も含めさまざまな交流が行われていた。その中で、わが国の伝統的な文化と東アジアの先進文化を融合・発展させて、「日本国」の基礎を作り上げた。「飛鳥・藤原」の資産は、宮殿・都城をはじめ、祭祀空間・庭園・寺院・古墳など地下に残された考古学的な遺跡で、限定された地域に面的に密集しており、これらの遺跡に対する考古学的な調査と研究が、国家成立の過程を証明してきた。

このように「飛鳥・藤原」は、地下に良好に残された遺跡の中に、現在にいたるまでおよそ１３００年余り続く「日本国」誕生の記憶が刻まれている、他に例のない文化遺産である。

5. 推薦に向けたこれまでの取組・体制整備の状況

（１）暫定一覧表記載から平成２７年４月２０日世界文化遺産特別委員会報告時点（基準日：平成２８年３月１日）までの取組・体制整備の状況

平成１９年　１月　　世界遺産暫定一覧表記載
　　１０月　　登録推進協議会設立（現在まで６回開催）
　　＜登録推進協議会の体制＞
　　会長：知事　副会長：橿原市長、桜井市長、明日香村長

委員：県及び市村教育長、関係部局長
事務局：奈良県文化資源活用課
ワーキング会議：事業内容に関する検討会。県及び市村関係課長により構成

平成２０年　３月　専門委員会設立（現在まで１７回開催）
＜専門委員会の体制＞
考古学、古代史、都市史、都市計画・景観、地域づくりに関する学識者による委員会　７名
５月　資産の完全性の確保に関する検討会（３回開催）
１０月　世界遺産講演会（講師：ﾊﾟﾝｼｮﾝ氏（ﾓﾝﾍﾟﾘｴ大学））
平成２１年　１月　「Discovering Asukamura」英字新聞デイリー読売掲載
２月　世界遺産慶州歴史遺蹟地区視察
６月　第３３回世界遺産委員会参加
９月　イコモス委員ｼﾞｭﾘｴｯﾄ･ﾗﾑｾﾞｰ氏「飛鳥・藤原」現地視察
ウォーキングイベント開催
１１月　シンボルマークの決定（公募６月～）
平成２２年　２月　「飛鳥・藤原」OUV に関する専門家会議
（講師：リチャード・マッケイ氏）
世界遺産国際シンポジウム開催
（講師：リチャード・マッケイ氏、朴方龍氏等）
７月　OUV 証明のための類似資産比較研究基礎調査
平成２３年　OUV 証明のための類似資産比較研究調査
平成２４年　３月　「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群セミナー」開催
（講師：中村英俊氏（岩手県教委））
８月～　世界遺産巡回パネル展開催（県内各所）
平成２５年　１月　海外専門家招聘事業実施
「飛鳥・藤原」の世界遺産登録を目指す県民セミナー開催（招聘者：イ・ヘウン氏、ｼﾞｬｶﾞｽ・ｳｨｰﾗｼﾝﾊ氏）
海外専門家視察（招聘者：ディヌ・ブンバル氏）
３月　東京講演会開催
（講師：苅谷俊介氏、仁藤敦史氏、田辺征夫氏）
平成２５年　８月～　世界遺産巡回パネル展開催（県内各所）
１０月　関連法令英語翻訳事業実施
平成２６年　１月　海外専門家招聘事業実施
（招聘者：ｸﾞｫ･ﾁｬﾝ氏、ｲ･ﾍｳﾝ氏、ﾃﾞｨﾇ･ﾌﾞﾝﾊﾞﾙ氏）
平成２６年　２月　奈良講演会を開催
（講師：久保美智代氏、杉山洋氏、木下正史氏）
３月　東京講演会を開催
（講師：大塚初重氏、王巍氏、吉村武彦氏、木下正史氏）
６月　奈良講演会を開催（講師：近藤誠一氏、松村恵一氏）

平成２６年　　OUV 証明のための類似資産比較研究、包括的保存管理計画策定のための基礎調査
平成２７年　１月～　世界遺産巡回パネル展開催（県内各所）
３月　東京講演会を開催（講師：居駒永幸氏、田辺征夫氏、吉村武彦氏、里中満智子氏）

（２）平成２７年４月２０日世界文化遺産特別委員会報告以降、本報告書作成時点（基準日：平成２８年３月１日）までの取組・体制整備の状況
平成２７年　　OUV 証明のための類似資産比較研究、包括的保存管理計画策定のための基礎調査
平成２７年　９月～　世界遺産巡回パネル展開催（県内各所）
１０月　海外専門家招聘事業実施（招聘者：ｸﾘｽﾄﾌｧｰ・ﾔﾝｸﾞ氏）
平成２８年　１月　海外専門家招聘事業実施
（招聘者：ｸﾞｫ・ﾁｬﾝ氏、ｲ・ﾍｳﾝ氏、ﾃﾞｨﾇ・ﾌﾞﾝﾊﾞﾙ氏）
平成２８年　２月～　奈良講演会を開催（講師：林部　均氏、清水昭博氏）
３月　東京講演会を開催
（講師：鈴木靖民氏、井上和人氏、ｴﾚﾝ・ｳﾞｧﾝ・ﾌｰﾃﾑ氏）

６. 推薦に向けた課題

＜課題１＞

「４.資産の概要」で記載した資産のテーマ設定により、評価基準(ⅱ)、(ⅲ)に基づく OUV の証明に関しての東アジア諸国の類似資産との比較検証及び完全性の確保のための資産構成の検討と個々の資産の考古学的知見の充実。

↓

（対応）

平成２２年度より「飛鳥・藤原」と同じ文化圏にあった中国、朝鮮半島、ベトナム等の類似資産（暫定一覧表記載資産を含む）を広く網羅的に抽出し、その資産概要や価値基準等の基礎調査を行っている。また平成２３年度には、この基礎調査の結果に基づいてさらに類似資産を絞り込んで推薦内容など基本的な情報を収集し、比較検討をおこなった。さらに、海外専門家から国内資産との比較研究が必要との指摘を受け、平成２６年度には「古都奈良の文化財」「古都京都の文化財」について、平成２７年度には中国・朝鮮半島の資産について比較研究をおこなった。

＜課題２＞

資産の価値について海外への積極的な情報発信、海外のイコモス関係者等専門家を交えた資産評価の検討。

↓

（対応）

・平成２２年２月に、リチャード・マッケイ氏（オーストラリア）、朴方龍氏（韓国）の専門家を招聘し、専門家会議及び世界遺産国際シンポジウムを開催、また現地視察と意見交換をおこなった。
・「飛鳥・藤原」の歴史的遺産だけでなく、地域の伝統行事なとの魅力を外国人来訪者に伝えるため、「DISCOVERING Asuka-Fujiwara」と題した英語の情報誌を発行した。
・海外専門家招聘事業の実施
平成２５年１月に、「飛鳥・藤原」の国際的な評価・理解の把握のため、イ・ヘウン氏（韓国）、ジャガス・ウィーラシンハ氏（スリランカ）の海外の専門家を招聘して現地視察や国際専門家会合などを開催。併せて、招聘した海外の世界遺産専門家から県民に向けてメッセージを発信していただくため、県民セミナーを開催した。世界遺産の専門家としてディヌ・ブンバル氏（カナダ）を招聘し、現地視察及び当協議会専門委員会委員との意見交換をおこなった。
平成２６年１月に、海外の世界遺産専門家としてグォ・チャン氏（中国）、イ・ヘウン氏（韓国）、ディヌ・ブンバル氏（カナダ）を招聘し、現地視察及び会議を実施した。
平成２７年１０月にクリストファー・ヤング氏（英国）から意見聴取、平成２８年１月にグォ・チャン氏（中国）、イ・ヘウン氏（韓国）、ディヌ・ブンバル氏（カナダ）を招聘して現地視察、会議を開催し、前回までに指摘された課題に基づき再検討したOUV骨子について議論を行った。

＜課題３＞
世界遺産登録に向けた地元住民及び県内外の普及啓発と機運醸成
↓
（対応）
・平成２４年３月に橿原市にてセミナーを開催。平成２６年２月、２６年６月及び２８年２月には同じく橿原市にて奈良講演会を開催した。
・平成２４年８月から県内各所において「飛鳥・藤原」のみならず、奈良県の３件の世界遺産も紹介する巡回パネル展を開催、平成２７年度はワークショップを同時開催し、継続して実施している。
・平成２８年２月に資産を巡るウォーキングイベントを開催。
・啓発マップ・チラシ・ポスターの作成等、啓発グッズの作製。
・平成２５年３月、２６年３月、２７年３月及び２８年３月には、首都圏の古代史ファンに「飛鳥・藤原」の応援団となってもらうことを目的に、東京にて講演会を開催。

7. 基準の適用

・「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」は、古代東アジア文化圏のなかで、中国王朝、隋唐をはじめ百済・高句麗・新羅の朝鮮三国から文物を積極的に取り入れ、国家体制を整えていく過程で日本列島に建設された宮都の展開の姿を表している。

「飛鳥・藤原」は、国家の中心である王宮および都、国家宗教として発展した仏教寺院、階級制度を具現化した陵墓で構成され、これらを計画配置した飛鳥・藤原の宮都は、東アジアの古代宮都の展開を示す典型例と言える考古学的遺跡群である。

・我が国の古代建築物は木造を主とするため、地上に残りにくい特徴があるが、柱穴・礎石・石敷・建物基壇等の遺構や石造物、土器・瓦・木簡といった遺物が地下に良好に残っており、正史である「日本書紀」、「続日本紀」、我国最古の歴史書「古事記」、我国最古の歌集「万葉集」といった史料と照らし合わせることができるという特徴から、考古学的に高い価値を有する。

・「飛鳥、藤原の宮都とその関連資産群」は、7 世紀の約 100 年という比較的短い間に、積極的に渡来人を受け入れ、彼らを重用し、中国大陸、朝鮮半島からの技術交流・影響のもと、宗教（仏教）、思想（四神相応、三山が鎮護する宮・京、陵墓、天文、時刻）、建造技術（宮・寺院・陵墓の造営方法）、といった社会の様々な面において、大きな変革がもたらされたことを示す物証である。

・「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」は、奈良、京都と続くその後の日本の宮都の建設に大きな影響を与えた。

以上のコンセプトのもと、評価基準（ｉ）～（vi）の全項目への適用の可能性を視野に、現在議論を進めている。

8. 真実性／完全性の証明

真実性：　東アジア文化圏における意匠の影響や交流の明瞭性が以下の事例のとおり実証されている。

- 中国の政治統治の思想が反映された宮都遺跡における大極殿の建設、正方位をとる建物配置。
- 中国由来の天文思想、四神思想、神仙思想が反映された古墳における立地や壁画、大和三山に囲まれた藤原宮の立地（三山鎮護の思想）。仏教思想が反映された寺院の伽藍配置。
- 朝鮮半島からもたらされた土木、建築等技術が反映された宮殿や寺院等の礎石瓦葺建築、建物基壇や古墳墳丘等の版築工法。

さらに、建築物等の痕跡だけが残る遺構は、土器や瓦及び木簡などの文字資料等豊富な出土遺物とともに精緻な調査が行われ、「日

本書紀」等の文献史料の研究も併せ、今は失われた宮殿等建築物の構造、機能、用途等を明確にしている。これにより我が国ではじめて確認された宮殿跡や宮を中心とした付属施設がそれぞれ機能を分掌し全体として宮都の機能を果たした宮都空間が飛鳥にはじめて誕生し、それが本格的な条坊制都城としての藤原京に発展する宮都の形成過程が判明している。

また古墳については、多様な石室構造、墳形及び出土遺物である土器による編年により、変容と終焉の過程が明確となっている。

完全性：　東アジア文化圏における交流が全体として示されているか、資産構成について現在検討中であるが、物理的にはそれらは地下遺構として良好な状態で保たれている。

また、構成資産の選択については現在検討中であるが、宮とその関連施設である宮都エリア及び古墳が点在するエリアにより「飛鳥・藤原」の価値を証明する高い考古学的価値を有する地区が現在含まれている。

9. 類似資産との比較研究

○「慶州歴史遺蹟地区」視察

日　程：平成２１年２月１７日～１９日

参加者：木下正史（専門委員会委員長）　他県市村担当者

面談者：慶州市文化財課長、国立慶州文化財研究所長・学芸研究室長

比較検証の概要

- 慶州歴史地区も評価基準(ⅱ)によるものの、提案書にみるかぎり、中国など東アジア文化圏の交流の観点からの普遍的価値の証明はなされていない。
- 慶州は時代毎に特別の要衝の地としての役割を果たしたことから、各時期の文化を重要視し、慶州歴史地区は、三国時代から統一新羅時代のものを中心に高麗時代までの多様な遺跡を含む。６世紀末～８世紀初の東アジアとの交流とそれに基づく新たな国家形成をテーマとする「飛鳥・藤原」とコンセプトが明らかに相違する。
- 都城理念にも明らかな相違が見られる。日本は中国を規範とする整然とした区画整理がなされた都城「藤原京」を出現させる。慶州も中国に倣ったものではあるが、都城内に既に存在した宮城施設等を前提に後付けの状態で条坊による都市計画を配置したため、坊の規格が不統一で、道路規格も整然とした等級的な格差をもって整備されていない。さらに都城内に統一以前の

歴代の陵墓と推定される大規模な古墳群を包含している。

○　類似資産比較研究基礎調査事業
事業年度：平成２２年度実施
事業内容：同じ東アジア文化圏にあった中国、朝鮮、ベトナム等の類似の世界遺産（暫定一覧表記載資産含む）との比較研究のための情報収集、文献調査（委託事業）を実施。
登録及び暫定の全資産を対象に要素・キーワード・内容による絞り込みをおこなって、アジア太平洋地域の登録資産２５件、暫定資産１２件を抽出し、基礎情報を得た。

○　類似資産比較研究調査事業
事業年度：平成２３年度実施
事業内容：平成２２年度の基礎調査の結果に基づき、下記の登録資産３件、暫定資産２件に絞り込み、前年度よりも詳細な情報収集をおこない、OUV の検討結果との整合性を図りながら比較検討をおこなった。
比較対象：慶州歴史遺蹟地区（韓国）
古代高句麗王国の首都と古墳群（中国）
オルホン渓谷の文化的景観（モンゴル）
平壌の歴史的遺蹟（北朝鮮）
百済歴史遺蹟地区（韓国）

○　類似資産比較研究調査事業
事業年度：平成２６年度実施
事業内容：平成２２・２３年度の比較研究調査の結果及び平成２４・２５年度の海外専門家招聘事業での議論に基づき、国内類似資産について詳細な情報収集をおこない、OUV の検討結果との整合性を図りながら比較検討をおこなった。
比較対象：古都奈良の文化財（日本）
古都京都の文化財（日本）

○　類似資産比較研究調査事業
事業年度：平成２７年度実施
事業内容：平成２７年度の比較研究調査の結果及び平成２４・２５年度の海外専門家招聘事業での議論に基づき、中国・朝鮮半島の類似資産について詳細な情報収集をおこない、OUV の検討結果との整合性を図りながら比較検討をおこなった。
比較対象：百済歴史地区（韓国）
シルクロード（大明宮）（中国）　ほか

10. 構成資産の一覧表及び位置図

一覧表　別紙１構成資産の一覧表のとおり
位置図　別紙２のとおり。ただし、構成資産としたい範囲については、現在検討中

11. 緩衝地帯（バッファー・ゾーン）の位置図と適用される規制の内容

緩衝地帯の範囲については、現在検討中

・古都保存法による規制
古都保存法（昭和 41 年施行）に基づき明日香村の全村域及び橿原市の一部が「歴史的風土特別保存地区」に指定。（明日香村は明日香法（昭和 55 年施行）に基づき、さらに第１種と第２種に区分）。
住宅新築が基本的に地区指定時に宅地であり、現に存する建築物の建て替えのために行われるものに限定されるなど、建築、土地形質変更等の行為が「歴史的風土」の保存のため厳しく制限される。

・ 奈良県風致地区条例による規制
奈良県風致地区条例(昭和 45 年施行)に基づき明日香村の全村域及び桜井市、橿原市の一部が「風致地区」に指定。
建築物の新築等において種別に応じて高さ・建ぺい率・緑地率等の基準や、「風致保全方針」に基づく意匠・形態等の規制が行われるなど建築、土地形質変更等の行為が「周辺の風致と著しく不調和」とならないよう制限される。

・明日香村景観条例、景観計画による規制
平成２３年４月１日に施行。
村全域を景観計画区域に指定し、これまでの古都保存法や明日香法、奈良県風致地区条例に加えて、住宅の規模や意匠・形態、屋外の自動販売機などへの新たな基準を追加し、景観の保全のための厳しい規制をおこなう。

・橿原市景観条例、景観計画による規制
平成２４年１月１日に改正。
名勝「大和三山」の景観を保全するため、特別史跡「藤原宮跡」を視点場として、視点場の周囲 500ｍの範囲の景観を保全する「周辺景観保全エリア」と、山の頂上を見通した際に視界に入る可能性のある範囲（視線の両側 30°）

を大和三山への眺望に調和した景観として保全する「遠望景観保全エリア」を設定し、建築物等に対して高さや面積・形態・意匠・色彩などに基準を定めて、周辺景観の維持保全を図る。
また、上記エリアのうち、視点場と大和三山の山並みの見え高１／２の高さを結ぶ範囲を「視線のみち」とし、建築物・工作物の超えてはならない限度の高さの基準を定めている。

・桜井市景観条例、景観計画による規制
平成２５年４月１日に施行。
市域全体を景観計画区域として設定し、建築物や工作物等に対し配置・高さ・形態及び意匠などの基準を設け、特別史跡「山田寺跡」など歴史的な遺産等に対する主要な視点場からの眺望を保全できるよう規制している。

12. 保存管理計画の策定状況

（１）個別資産に係る保存管理計画

① 明日香村

ア 現況：平成１６年度に全村を対象にした史跡毎の個別保存管理計画をまとめて、史跡指定地・重要遺跡及びその周辺や周知の遺跡に分類し、保存管理区分や利活用方策も示されている。

イ 課題と対応方針：上記の計画策定から８年経過しており、また内容についても追加すべき点もあると考えられることから、２５年度に内容の見直し、改訂版を策定した。

② 橿原市

ア 現況：構成資産に係る個別の保存管理計画は未策定。

イ 課題と対応方針:保存管理の方針、現状変更の許可及び整備活用の方針は、学識経験者等の指導・助言を得ながら、文化庁等との意見調整をおこないつつ、２４年度に資産候補の基礎調査と計画書素案の作成、２５年度より関係機関協議と策定作業を進めている。２８年３月に策定予定。

③ 桜井市

ア 現況：構成資産に係る個別の保存管理計画は未策定。

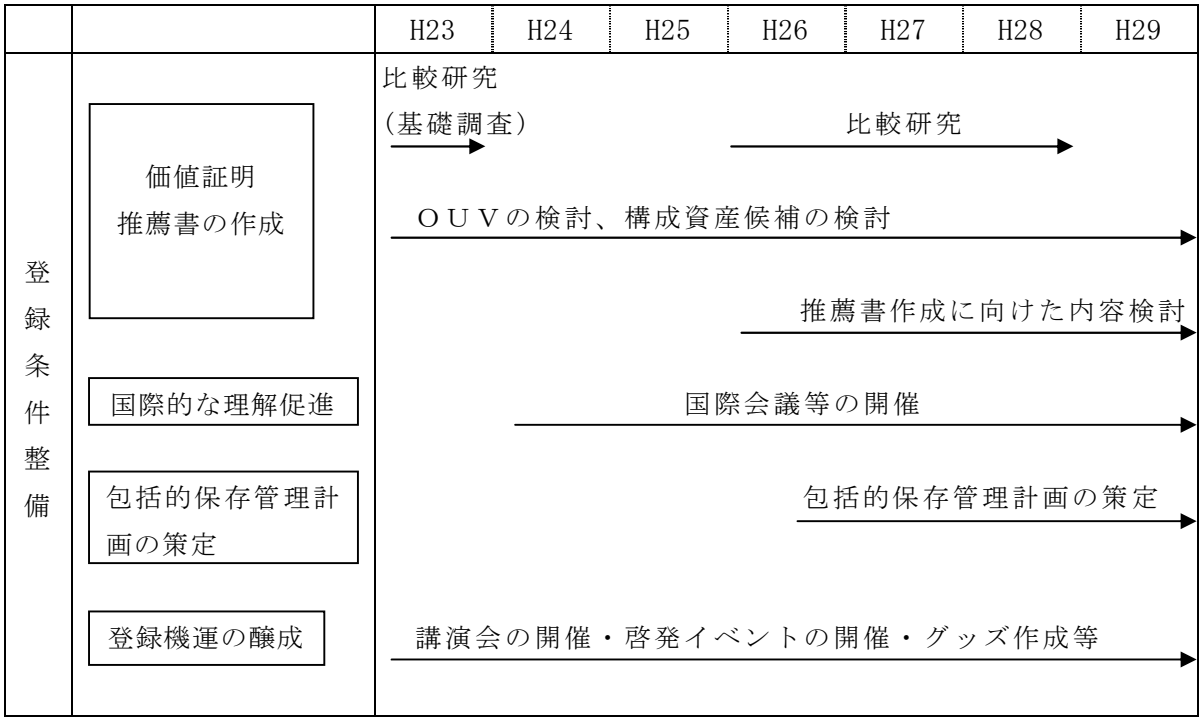
イ 課題と対応方針:保存管理の方針､現状変更の許可及び整備活用の方針は、学識経験者等の指導･助言を得ながら､文化庁の意見調整をおこないつつ、保存管理計画策定に向け準備を進めている。

（２）包括的保存管理計画の見込

包括的保存管理計画については、平成２６年度に計画策定のための基礎調査をおこない、２７年度には継続して資産の構成、バッファゾーンの区域指

定方針、関係機関の調査、モニタリング等の項目・内容等の検討を進めている。今後、専門委員会など学識者による助言や審議を踏まえ、関係機関と協議しながら策定する方向である。

13. 推薦に向けた今後の準備スケジュール



14. その他

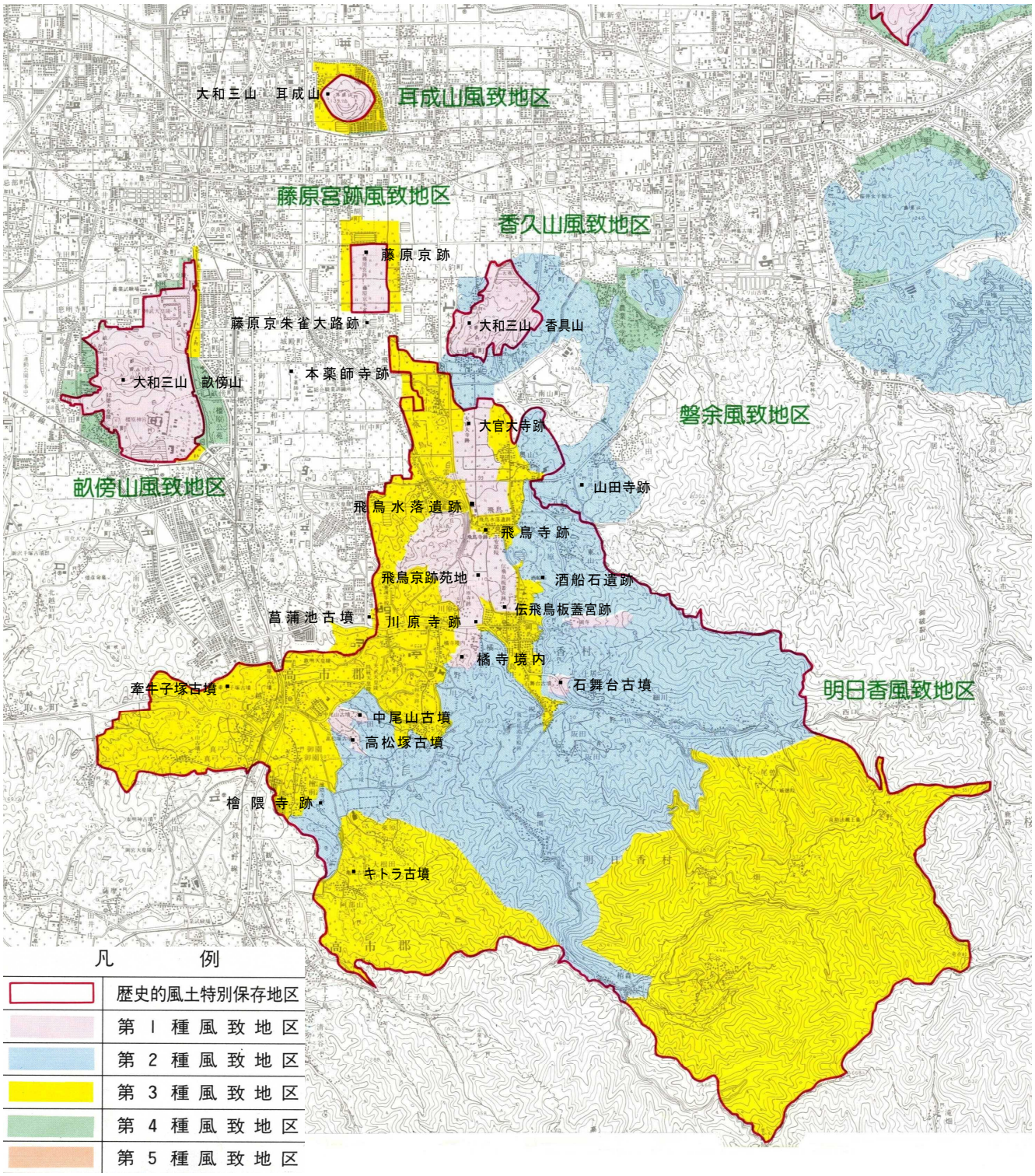
特になし

別紙1　構成資産(コア・ゾーン)の一覧表

資産名称　飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群

No.	構成資産の名称	国の保護措置状況	その他の保護措置状況	所在地	指定にむけた準備状況	備考
1	デンアスカイタブキノミヤアト 伝飛鳥板蓋宮跡	国指定史跡	―	奈良県明日香村	平成25年度に整備活用基本構想を策定。平成28年3月に一部追加指定	史跡の追加指定・公有化事業を継続中
2	アスカキョウアトエンチ 飛鳥京跡苑池	国指定史跡・名勝	―	奈良県明日香村	平成22年度から公有化・発掘調査・整備計画を実施中。平成27年度にエントランス施設完成	
3	アスカ　ミズオチイセキ 飛鳥水落遺跡	国指定史跡	―	奈良県明日香村		
4	サカフネイシイセキ 酒船石遺跡	国指定史跡	―	奈良県明日香村	―	
5	アスカ　デラアト 飛鳥寺跡	国指定史跡	―	奈良県明日香村	―	
6	ヤマダ　デラアト 山田寺跡	国指定特別史跡	―	奈良県桜井市	―	
7	カワラ　デラアト 川原寺跡	国指定史跡	―	奈良県明日香村	―	
8	タチバナデラケイダイ 橘寺境内	国指定史跡	―	奈良県明日香村	―	
9	ダイカンダイジ　アト 大官大寺跡	国指定史跡	―	奈良県明日香村	平成28年度に追加指定を予定	
10	フジワラキュウセキ 藤原宮跡	国指定特別史跡	―	奈良県橿原市	平成28年3月に一部追加指定	史跡の追加指定・公有化事業を継続中
11	フジワラキョウセキ 藤原京跡 スザク　オオジ　アト 朱雀大路跡 サキョウシチジョウイチ・ニボウアト 左京七条一・二坊跡 ウキョウシチジョウイチボウアト 右京七条一坊跡	国指定史跡	―	奈良県橿原市	平成27年3月に一部追加指定	H22.11.19 史跡の追加指定及び名称変更(旧名称　藤原京朱雀大路跡)
12	ヤマト　サンザン 大和三山	国指定名勝	―	奈良県橿原市	―	
13	モトヤクシジ　アト 本薬師寺跡	国指定特別史跡	―	奈良県橿原市	―	
14	ヒノクマデラアト 檜隈寺跡	国指定史跡	―	奈良県明日香村	国営公園に伴う発掘調査を周辺で実施中	
15	キトラコフン キトラ古墳	国指定特別史跡	―	奈良県明日香村	平成27年度に墳丘整備完了 平成28年に壁画公開施設完成予定	
16	タカマツヅカコフン 高松塚古墳	国指定特別史跡	―	奈良県明日香村	文化庁で壁画公開施設を検討中	
17	イシブタイ　コフン 石舞台古墳	国指定特別史跡	―	奈良県明日香村	―	
18	ショウブイケコフン 菖蒲池古墳	国指定史跡	―	奈良県橿原市	平成20年度から発掘調査を実施。平成27年10月に追加指定	
19	ケンゴシヅカコフン 牽牛子塚古墳	国指定史跡	―	奈良県明日香村	平成27年7月に一部追加指定。平成28年度に実施設計策定予定	指定名称は、「牽牛子塚古墳・越塚御門古墳」
20	ナカオヤマコフン 中尾山古墳	国指定史跡	―	奈良県明日香村		

別紙２　　位置図


大和三山　耳成山
耳成山風致地区
藤原宮跡風致地区
香久山風致地区
藤原京跡
藤原京朱雀大路跡
大和三山　香具山
大和三山　畝傍山
本薬師寺跡
大官大寺跡
磐余風致地区
畝傍山風致地区
山田寺跡
飛鳥水落遺跡
飛鳥寺跡
飛鳥京跡苑地
酒船石遺跡
伝飛鳥板蓋宮跡
菖蒲池古墳
川原寺跡
橘寺境内
石舞台古墳
明日香風致地区
牽牛子塚古墳
中尾山古墳
高松塚古墳
檜隈寺跡
キトラ古墳
凡　例
歴史的風土特別保存地区
第１種風致地区
第２種風致地区
第３種風致地区
第４種風致地区
第５種風致地区